

諮問番号：令和2年度諮問第2号

答申番号：令和2年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

手の腫瘍切除について医療の必要性があるため、これまで通院していた別の皮膚科医院から紹介を受けてA形成外科を受診しており、また、A形成外科での通院実績及び治療実績もあるので、自宅から多少の距離がある医療機関へ通院しても何ら不合理はなく、通院には公共交通機関の利用が不可欠であるから、原処分（生活保護変更申請却下処分）は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

請求人の傷病の状態から給付を要しないと主治医の意見及び専門的治療の必要性はないとの処分庁の嘱託医師（以下「嘱託医」という。）の意見を踏まえ、請求人宅の徒歩圏内には同一診療科の他の医療機関が複数存在していることから、移送費の給付を要しないと判断したものであり、原処分は処理基準に従って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 処分庁は、主治医から、移送費の給付を要しない旨の意見が記載された給付要否意見書の提出を受け、嘱託医協議においても、請求人の傷病は請求人宅から比較的近距離の医療機関で対応可能である旨の意見があったことから、移送費の給付は不要であると判断したものであり、原処分に係る経緯について違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、紹介を受けてA形成外科を受診したものであり、通院実績及び治療実績があるので、自宅から多少の距離がある医療機関へ通院しても何ら不合理はない旨主張しているが、請求人がA形成外科での治療実績があることは認められるものの、移送費の給付の対象として、治療実績を勘案して受診が認め

られるのは、比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合とされており、本件において、請求人の傷病が比較的近距离に所在する他の医療機関でも治療が可能であることは前記2のとおりであり、請求人の主張を採用することはできない。

- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年4月15日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更の申請に対する決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、移送費の給付に関し要保護者が受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るとされている。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められている。

そして、被保護者からその申請があった場合は、給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定するとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、主治医から、移送費の給付を要しない旨の意見が記載された給付可否意見書の提出を受け、嘱託医協議においても、請求人の傷病は請求人宅から比較的近距离の医療機関で対応可能であるため給付を要しない旨の意見があったことから、移送費の給付は不要であると判断したものであり、これら原処分に係る経緯について違法又は不当な点は認められない。

したがって、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子